

私は、今社会保険労務士の事務所を構えて26年目を迎えましたが、ここに至るまでに節目節目で、人との出会いで多大なる影響を受けてきました。(詳細は鈴木労務管理事務所ホームページをご覧ください)しかし、私自身誰かの人生に影響を与えてきたかという点、これはその人の感じ方なので、影響を受けた人もいないかもしれないし、まったくいないかもしれません。これは、個々人の価値観の一致によることです。私はたまたま価値観が共有できる人と巡り合ったのだと思います。ですから、そのような人と出会うのは偶然の産物なので、私はとても恵まれたと感じ入っております。

4月に入り、新卒採用者を受け入れた企業は、研修期間の最中と思います。皆様も新入社員時代を経験されたと思います。スポーツ選手、医者などといった職業は別として、私もそうですが、多くの方々は、学生時代には想像もつかなかった仕事について現在に至っているのではないのでしょうか。就職活動を経て様々な経験の中、選んでいった仕事現在につながっているのではないかと思います。そして、この経験の中で殊に「人から受けた影響」というものは、よくも悪くもその後の人生そのものにも多大な影響を与えていることが少なくないように思います。

新卒の離職をみると、ここ20年くらい変わらないようで、1年目11%、2年目22%、3年目33%と入社3年で1/3が離職するといった結果が出ています。ある統計で入社6か月後の新入社員の調査で、この会社でこの仕事をする事に向いているかという質問に対し、向いていそう36%、向いていない27%、まだわからない37%という結果が出ています。

入社して6か月でその会社でこの仕事をしたいと思える、思えないを考えると、社会人として第一歩を踏み入れた時に受け入れてくれた先輩、上司などの存在は、そこでの会社人、社会人としての形成に最初の影響を与えることなのでしょう。受け入れる新社会人の将来は皆さんから受ける影響も少なくないかもしれません。

社会保険労務士 鈴木隆彦

当所からのお知らせ



令和4年4月29日(金)～5月5日(木)までお休みいたします

1. 社会保険(健康・厚生年金)の算定基礎届の時期に入ります。

4月・5月・6月支払い給与(出勤日数が17日以上、パート労働者は15日以上)の総支給額の平均でその年の9月から翌年8月までの報酬月額が決定されます。

※残業や特別手当等も含んでの計算となりますので、ご注意ください。

2. 入退社に伴う健康保険のお手続きはお済みですか？

春は異動の時期です。従業員の入退社に伴う変更が生じた際や、健康保険の扶養家族にも変更があった際はお早めにご連絡下さい。

平成30年より健康保険取得又は喪失手続きの際には被保険者含め被扶養者もマイナンバーが必要となっておりますのでご注意ください。

当所にてお手続きさせていただく際には、既存の従業員の方でもマイナンバーを確認することがございますので、何卒ご了承ください。

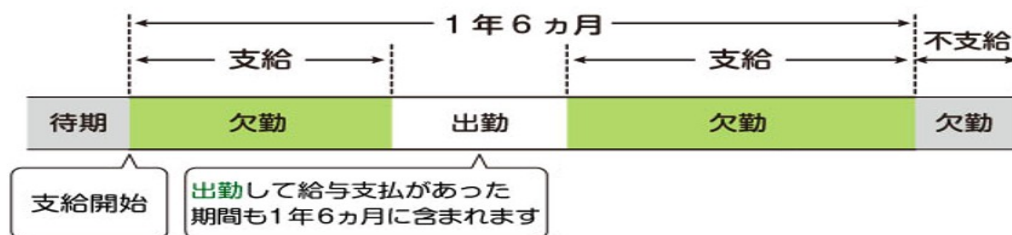
傷病手当金の支給期間が通算化されます

今回は令和4年1月より施行された法改正の中で『傷病手当金の見直し』についてご案内いたします。

《令和3年12月31日までの傷病手当金の支給期間》

令和3年12月31日までの傷病手当金の支給期間は、**支給開始日**から1年6ヶ月でした。支給開始日から1年6ヶ月の期間（船員保険のみ3年）、受給する権利があります。傷病手当金受給後、復職して給与をもらいはじめたら傷病手当金は受け取れなくなりますが、その受け取らない時期も含めて1年6ヶ月でした。

期間・支給開始日から1年6ヶ月

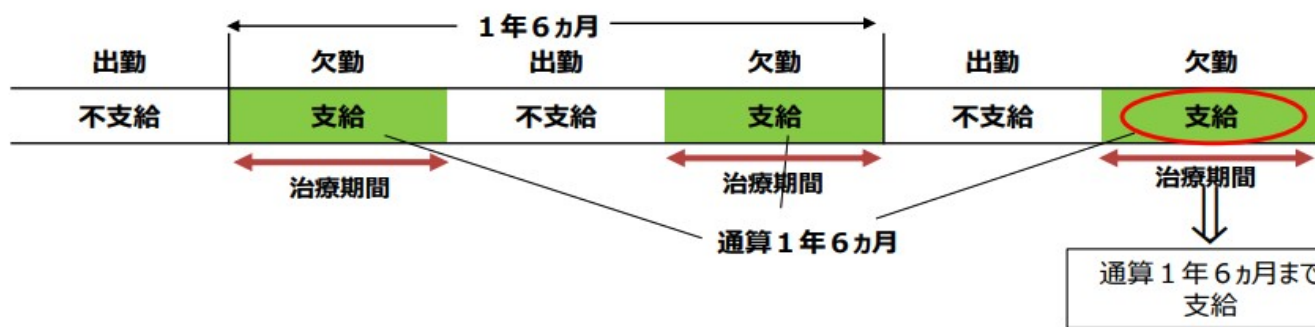


「全国健康保険協会ホームページ」

《令和4年1月1日からの傷病手当金の支給期間》

令和4年1月1日からの傷病手当金の支給期間は、**通算**1年6ヶ月となります。通算1年6ヶ月とは、支給期間をすべて合算して1年6ヶ月という意味です。つまり、1年6ヶ月の間に出勤期間があれば、その期間を含めないということです。

期間：通算して1年6ヶ月の期間まで支給



いま傷病手当金を受給している人はどうなるの？

令和4年1月1日においてまだ傷病手当金を受給している人は、改正した傷病手当金の通算化を適用し、令和3年12月31日までに傷病手当金の受給期間が満了している人は通算化が適用されないということになります。

具体的には・・・

令和2年7月2日以降に傷病手当金の受給を開始した人は、傷病手当金の通算化が適用され、令和2年7月1日以前に傷病手当金の受給を開始した人は通算化が適用されないこととなります。